

静岡県地震地域係数について

(一社)基礎構造研究会代表理事 杉村義広

静岡県が地震地域係数を1.2倍とする独自の設計指針を提示し(静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長住安第3016号、平成29年4月18日)、この10月1日から施行されている。この条例は、少なくとも以下の点で画期的な動きであると評価できる。

建築の耐震設計において地震力は学術的には解っていないものを設計上の必要性から決めごととして設定しているものであるという、ごく当たり前の事実を改めて知らせてくれるからである。

2016年4月14日に起きた熊本地震、とくにその後1日と4時間しか経っていない4月16日の地震が続いて(むしろこちらの方が本震で、14日の地震は前震と位置づけられるようになったが)、直下型で震度7の地震がこのような短期間に同じ地域で起きたのは地震観測史上初めてのことで、専門家の間でも驚きを持って受け取られているようである。

2001年3月24日の芸予地震の際にも同じ感想を持ったのであるが、この熊本地震でさらにその感を強くしたことがある。若い頃、旧建設省建築研究所時代のことであるが、直接に担当したわけではなかったけれど、地震地域係数の原案を議論した記憶が蘇って来た(芸予地震や熊本地震の被害地域は地震も少ないということで、地域係数は1.0ではなく0.9とか、0.8に落としていた筈であったと思い出したのである)。

あの地域係数は、地震観測が行われるようになった時代の情報に重きを置き過ぎていて、その結果、歴史地震に対する考慮が不足していたのではないかと反省の気持ちが湧いて来たのである。歴史地震を紐解けば、日本全国どこでも大きな被害地震に見舞われていることに気付くからである。確か、原案担当者は歴史地震にも配慮したと言っていた微かな記憶も蘇るが、今から思えばそれへの配慮は十分だったとは言えず、明治時代、とくに関東地震以後の地震分布に引きずられた地域係数であったと考えざるを得ないわけである。0.1とか0.2程度の低減とはいえ、熊本地震の被害地域での状況を見ると悲惨さに目を覆いたくなるほど、何よりも地域係数が低減されていたことで、人々に“この地域には大きな地震は起きないのだ”との思い込みを持たせる結果となっていたことは罪が深いと言うべきではないか。

その意味で今回の静岡県の条例は、“この地域に限ってのことではあるが地域係数を逆に大きくする”との意思表示を行なったものであり、そうした考えも一つの英断であると言えるのではないかと思われる。日本全国一律に従うのではなく、自分たちの考えで運営するとの主張が示されていることは高く評価されて良いであろう。

それとともに、今回の熊本地震でまた新たな教訓を得たなどの経験をしてみると、地震は地球の営みであって歴史時代さえ超える太古から続いている事象であることを再認識させられ、知り得た知識は僅かなものでまだまだ無知の少年のようなものと改めて思う。